○国土交通省告示第三百七十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年二月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊤ＧＳ－2054	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　D04ＥＧ－ＹＤＭ４ＤＣ４	吸入負圧：3.6kPa　排気圧力：25.0kPa、吸入負圧：3.6kPa　排気圧力：28.0kPa、吸入負圧：4.5kPa　排気圧力：31.0kPa	三菱重工業株式会社　東京都港区港南二丁目16番５号

○国土交通省告示第三百七十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年二月十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－58Ｒ－020247	突入防止装置及び突入防止装置取付装置　Ｍａｚｄａ　ＮＤＪ１	Ｍａｚｄａ　ＮＤＪ１	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号
Ｅ43－26Ｒ－030011	外装　Ｍａｚｄａ　ＮＤＪ１	〃	〃

○国土交通省告示第三百七十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊥Ｎ－1229	騒音防止装置　いすゞ　H13－Ｆ856	いすゞ　ＴＲＧ－ＮＨＲ85＊＊、いすゞ　ＴＲＧ－ＮＨＳ85＊＊、いすゞ　ＴＰＧ－ＮＨＲ85＊＊、いすゞ　ＴＰＧ－ＮＨＳ85＊＊、マツダ　ＴＲＧ－ＬＨＲ85＊＊、マツダ　ＴＲＧ－ＬＨＳ85＊＊、マツダ　ＴＰＧ－ＬＨＲ85＊＊、マツダ　ＴＰＧ－ＬＨＳ85＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第三百七十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年二月十三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－28Ｒ－000051	警音器　トヨタ　Ｙ２－Ａ	トヨタ　ＬＹ230Ｒ－ＴＢＭＧＳＮ３	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第三百七十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、タカタ株式会社から、指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

１．変更する指定製作者等の住所

新	旧
東京港区六本木一丁目４番５号 アークヒルズサウスタワー	東京都港区赤坂二丁目12番31号

２．変更年月日

平成26年４月１日

○国土交通省告示第三百七十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、ヤンマー株式会社から、指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

１．変更する指定製作者等の住所

新	旧
大阪府大阪市北区茶屋町１番32号	大阪府大阪市北区鶴野町１番９号

２．変更年月日

平成26年12月15日

○国土交通省告示第三百八十号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
16152	ニッサン　ＣＢ　Ａ－ＴＮＺ51	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
16153	ニッサン　ＣＢ　Ａ－ＰＮＺ51	〃	〃
16423	ニッサン　ＣＢ　Ａ－ＴＺ51	〃	〃

○国土交通省告示第三百八十一号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
16802	ホンダ　ＤＢＡ－ＧＧ７	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山２丁目１番１号
16803	ホンダ　ＤＢＡ－ＧＧ８	〃	〃